【 ○「医療・介護等支援パッケージ」（医療分野）】

施策名：医療・介護等支援パッケージ（医療分野）

令和7年度補正予算案　10,368億円

①　施策の目的

○経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

○また、現下の物価上昇を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進のための施設整備等が困難な医療機関に対する支援を実施する。

○さらに、物価上昇の影響を受けた医療機関の資金繰りを的確に支援するため、（独）福祉医療機構による優遇融資等を着実に実施する。

○賃上げを下支えし、人手不足にも対応するため、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入・活用などの生産性向上に率先して取り組む医療機関を支援する。

○病床数の適正化を進める医療機関に対しては、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取り組みを加速する観点から、地域の医療ニーズを踏まえ必要な支援を実施する。

○出生数減少等の影響を受けている産科施設や小児医療の拠点となる施設への支援も実施する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

ア　賃上げ・物価上昇に対する支援 【5,341億円（賃上げ1,536億円・物価上昇3,805億円）】

イ　施設整備の促進に対する支援 【462億円】

ウ　（独）福祉医療機構による優遇融資等の実施
【804億円（優遇融資を行うための（独）福祉医療機構の財政基盤安定化等・資本性劣後ローンの融資財源】
※ 別途、優遇融資の融資財源は財投要求を行う

エ　医療分野における生産性向上に対する支援 【200億円】

オ　病床数の適正化に対する支援 【3,490億円】

カ　出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援【72億円】

④ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療従事者の賃上げ支援を実施することや物価上昇局面においても医療サービスを円滑に実施するための支援等を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【 ○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名：ア　医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

※医療・介護等支援パッケージ

令和7年度補正予算案　5,341億円

医政局医療経営支援課
（内線2640）
医薬局総務課
（内線4264）

① 施策の目的

医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援することで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

（交付額）　医療従事者の処遇改善支援、診療に必要な経費に係る物価上昇対策の合計
[補助率10/10]

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



Ⅰ　医療機関や薬局は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
Ⅱ　国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関や薬局に支給
Ⅲ　都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

※ 病院に対しては国からの直接執行を予定

⑤ 施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療機関や薬局の処遇改善・物価上昇への支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【 ○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名：ア　医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援【**交付額**】

＜病院＞

【基礎的支援】

1床あたり	**支援額**
賃金分	8.4万円
物価分	11.1万円（※）

※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数（分娩取扱数にあっては３を乗じた数）が800件以上、2,000件以上の病院（救急車受入件数3000件未満に限る）にあっては、それぞれ１施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。

【救急に対応する病院への加算】

1施設あたり	**救急車受入件数 1件以上1,000件未満**	**救急車受入件数 1,000件以上**	**救急車受入件数 2,000件以上**	**救急車受入件数 3,000件以上**	**救急車受入件数 5,000件以上**	**救急車受入件数 7,000件以上**
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	２億円

※１　三次救急病院にあっては救急車受入件数にかかわらず１億円を加算し、上記のうち１億円未満の加算は適用しない。
※２　別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。

＜有床診療所＞

１床あたり	支援額
賃金	7.2万円
物価	1.3万円
合計	8.5万円

＜医科無床診療所・歯科診療所＞

１施設あたり	支援額	
	医科無床診療所	歯科診療所
賃金	15.0万円	15.0万円
物価	17.0万円	17.0万円
合計	32.0万円	32.0万円

＜保険薬局＞

1施設あたり	支援額（１法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分）		
	～５店舗	６～19店舗	20店舗～
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

＜訪問看護ＳＴ＞

1施設あたり	支援額
賃金	22.8万円
物価	（介護より）
合計	22.8万円

【 ○施設整備の促進に対する支援】

施策名：イ　施設整備促進支援事業

令和7年度補正予算案　462億円

※医療・介護等支援 パッケージ

医政局地域医療計画課
（内線2550）

①　施策の目的

- 現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となっている医療機関に対する支援を行うことにより、地域における地域医療構想を推進するとともに、救急医療・周産期医療体制を確保する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

- 医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費及び地域医療介護総合確保基金（Ⅰ－1）の交付対象となる新築、増改築等を行う医療機関に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分等の補助を行う。
（概要）整備計画を進めており、国庫補助事業の交付対象となる医療機関等を対象として、施設整備を進めるために必要な給付金等を支給する。
（交付額）（市場価格－補助事業単価）×国負担分相当

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【国が都道府県事業を支援する場合】



Ⅰ　医療機関は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
Ⅱ　国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関に支給
Ⅲ　都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【 〇福祉医療機構による優遇融資等の実施】

※医療・介護等支援パッケージ

令和7年度補正予算案　564億円

医政局医療経営支援課
（内線2672）

施策名：ウ　福祉医療機構による優遇融資への支援

①　施策の目的

物価高騰の影響を受けた医療機関等の資金繰りを支援するための無利子・無担保等の優遇融資を行う(独)福祉医療機構の体制を整備する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

優遇融資を実施する（独）福祉医療機構に対して、速やかな貸付の実行や適切な債権管理を行うための機構の財政基盤及び審査体制等の強化を図るための支援を行う。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

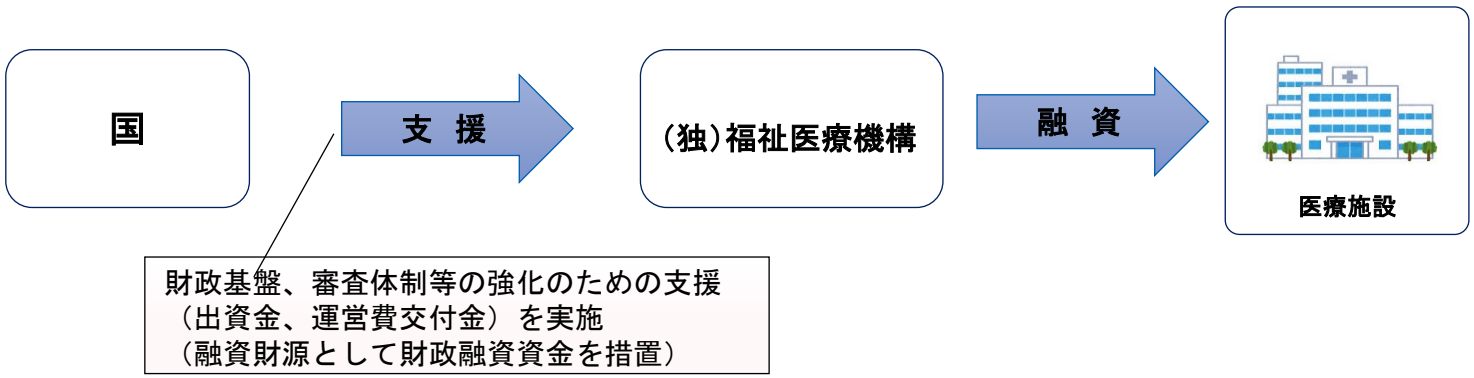

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

物価高騰の影響を受けた医療機関等が事業を継続できるよう資金繰り支援を行うことにより、地域の医療サービスの安定的な提供体制を確保する。

※医療・介護等支援 パッケージ

【 ○福祉医療機構による優遇融資等の実施】

令和7年度補正予算案　240億円

医政局医療経営支援課
（内線2606、2672）

施策名：ウ　福祉医療機構による資本性劣後ローンの創設

①　施策の目的

物価高騰の影響を受け、債務超過等により必要な新規融資を受けられなくなっている民間病院に対して資本性劣後ローンを実行する(独)福祉医療機構の融資体制を整備する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

（独）福祉医療機構の融資メニューに地域で必要な医療機能を有していながら、債務超過等により必要な新規融資が受けられなくなっている民間病院の財政状況を改善させ、民間金融機関からの融資再開につなげるための資本性劣後ローンを創設する。
必要な融資が実施されるよう、（独）福祉医療機構に対して融資財源の支援を行う。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

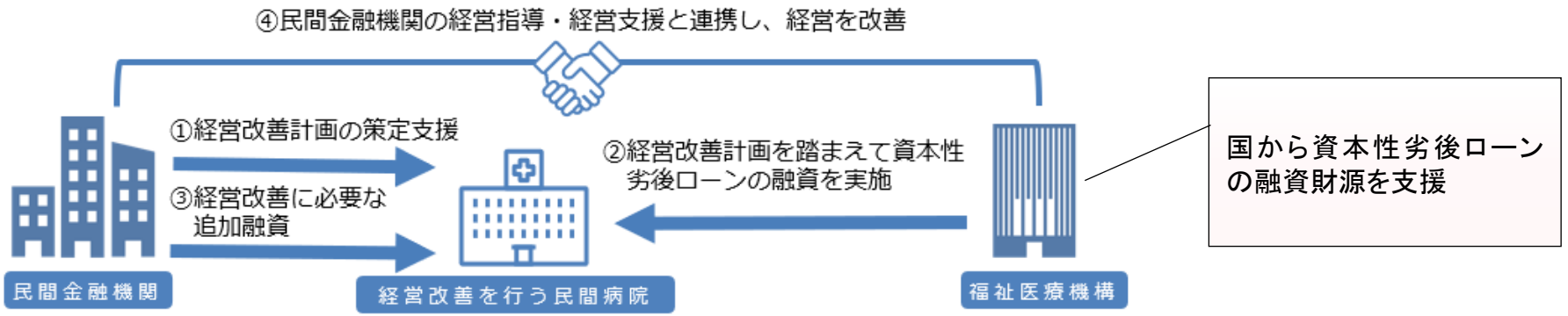

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

資本性劣後ローン融資により債務超過が解消し、財務（BS）が改善されるため、民間金融機関の融資が再開される。併せて民間金融機関と連携した経営改善を行うことで、地域医療の維持に寄与する。

※医療・介護等支援 パッケージ

【 ○生産性向上に対する支援】

施策名：エ　医療分野における生産性向上に対する支援

令和7年度補正予算案　200億円

医政局医療経営支援課
（内線2640）

①　施策の目的

業務効率化・職場環境改善に資する取組を支援し、医療分野の生産性向上を図り、医療人材の確保・定着に繋げる。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

業務効率化・職場環境改善に関する目標値を設定し、進捗管理を行う「業務効率化推進委員会（仮称）」を設置し、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入等の取組を行う病院に対して必要経費を支援し、医療分野の生産性向上を図る。

交付額：１病院あたり１億円（上限）

【生産性向上に資する取組のイメージ】

○ ICT機器の導入による業務の効率化

・スマートフォンによるカルテ閲覧・情報共有、インカム、IWB等の導入　⇒　DX化による情報伝達の効率化

○ 取組を行う病院への医療勤務環境改善センターによるサポート体制強化

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



Ⅰ　医療機関は都道府県に交付申請し、都道府県は国に所要額を交付申請
Ⅱ　国は都道府県を通じて医療機関に所要額を交付決定（補助率4/5）し、都道府県が医療機関に交付
Ⅲ　医療機関は都道府県に実績報告（概ね3年後）
Ⅳ　都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤　施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

業務効率化・職場環境改善に取り組む病院への財政支援を行うことで、職場内の生産性向上を図り、医療人材の確保・定着に繋げ、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【〇病床数の適正化に対する支援】

施策名：オ　病床数の適正化に対する支援

令和7年度補正予算案　3,490億円

※医療・介護等支援 パッケージ

医政局地域医療計画課
（内線4095、2665）

① 施策の目的

・効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	◯								

③ 施策の概要

・「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関への支援を行う。
（概要） 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を対象として財政支援を行う。
（交付対象・交付額） 病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104千円／床（ただし、休床の場合は、2,052千円／床）

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

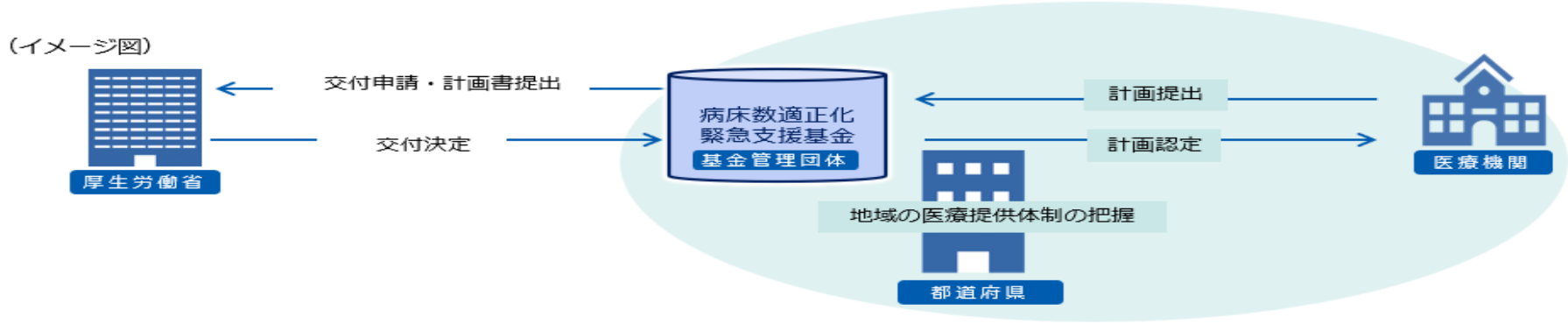

- 医療機関は基金管理団体等に計画提出を行う際に病床削減数を申請し、基金管理団体等が計画認定する
- 基金管理団体等は医療機関に所要額を支給する（１０／１０）

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。
人口減少等により不要となると推定される、約11万床(※)の一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情も踏まえ、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。

※一般病床及び療養病床の必要病床数を超える病床数約5万6千床並びに精神病床の基準病床数を超える病床数約5万3千床を合算した病床数（厚生労働省調べ）。
※約1.1万床については令和6年度補正予算による病床数適正化支援事業により措置済み。

【〇出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援】

施策名：カ　産科・小児科医療機関等に対する支援

令和7年度補正予算案　72億円

※医療・介護等支援 パッケージ

医政局地域医療計画課
（内線8048）

① 施策の目的

出生数や患者数の減少が進行するなかでも、地域でこどもを安心して生み育てることができる周産期医療及び小児医療体制を確保する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 地域で安心安全に出産できる体制確保に向けた取組を支援する。
- 地域で救急を含めた小児入院医療が実施できる体制確保に向けた取組を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

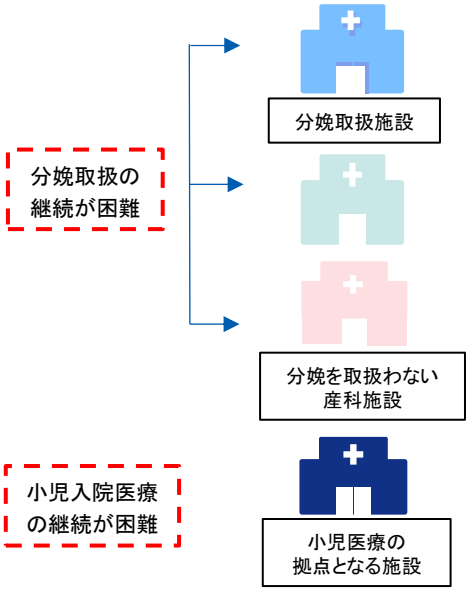

分娩取扱施設支援事業

実施主体：都道府県　補助先：病院、診療所、助産所

分娩数が減少している分娩取扱施設に対し、一定規模の分娩取扱を継続するための費用を支援する。
（補助単価）5,800千円～17,400千円/施設 【補助率：国1/2、事業者1/2】

地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

実施主体：都道府県　補助先：病院、診療所

分娩取扱施設が少なく、当面集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための費用を支援する。
（補助単価）最大11,246千円/施設 【補助率：国1/2、都道府県1/2】

地域連携周産期支援事業（産科施設）

実施主体：都道府県　補助先：病院、診療所

妊婦健診等の産前・産後の診療を行い、近隣の分娩取扱施設との連携体制を構築している施設に対して、必要な施設整備、設備整備に係る費用を支援する。
（補助単価）施設整備：7,239千円/施設　設備整備：4,630千円/施設 【補助率：国1/2 、事業者1/2 】

小児医療施設支援事業

実施主体：都道府県　補助先：病院

休日夜間の入院を要する小児救急患者を受け入れるなど、地域に不可欠な小児医療の拠点となる機能を持つ病院に対して、体制整備に係る費用を支援する。
（補助単価）小児科部門の病床1床あたり210,400円～1,052千円 【補助率：国1/2 、事業者1/2 】

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

産科施設や小児科医療機関を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、施設の連携・集約化・重点化を含めた必要な支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることができる小児周産期医療体制の確保を図る。

【〇特定行為研修修了者の養成・ナースセンターの活用等による看護師確保の推進】

令和7年度補正予算案　1.2億円

医政局看護課
（内線4195）

施策名：離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業

① 施策の目的

・ 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する。
・ 離島・へき地の病院・診療所等で医師のタスク・シフト/シェアを推進し離島・へき地における医療を確保するために、在宅パッケージを含めた特定行為研修を修了した看護師（以下、「修了者」という。）との協働を普及する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

・ 離島・へき地の病院・診療所等において、地域のニーズにあった区分を精査し、それらの特定行為研修を受講できる環境の整備、修了者と医師の協働の普及を行い、タスク・シフト/シェアを推進することにより、離島・へき地における医療を確保する。
・ また、看護職員数が限られ特定行為研修を受講しにくい離島・へき地の病院・診療所等において、看護師が特定行為研修を受講できる環境の整備と、修了者の活動の普及を促すことにより、看護職員（修了者）の確保および活躍を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

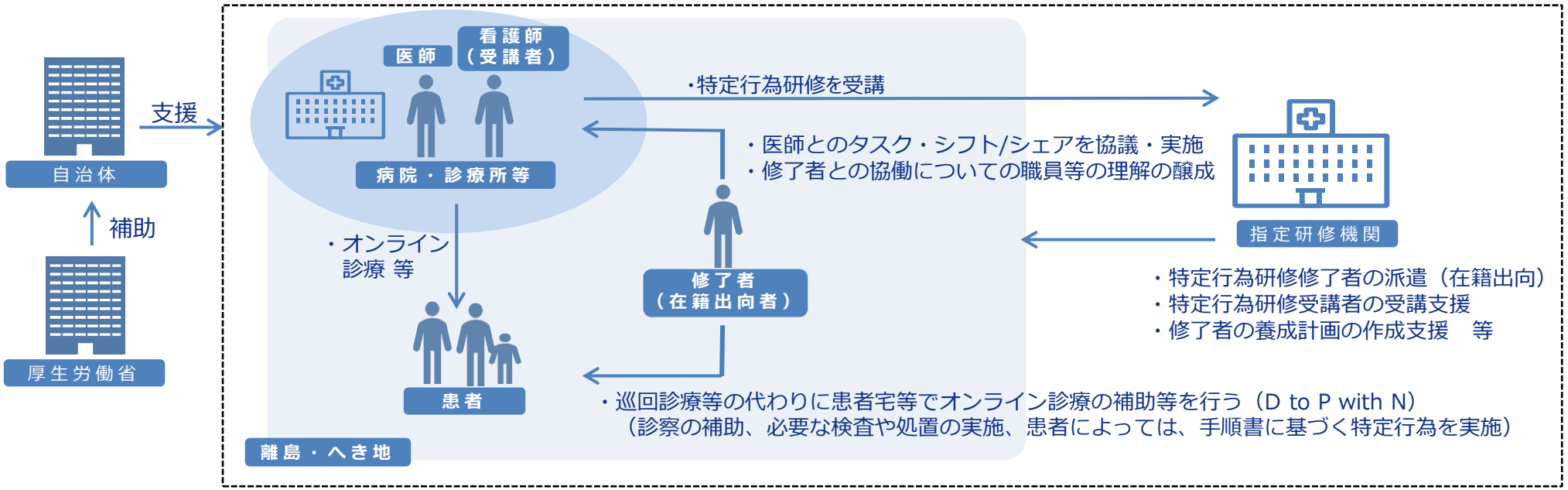

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

離島・へき地における特定行為研修受講体制を整備し、タスク・シフト/シェア推進や特定行為研修修了者の確保および活躍を推進する。

【 ○特定行為研修修了者の養成・ナースセンターの活用等による看護師確保の推進】

令和7年度補正予算案　1.6億円

医政局看護課
（内線4195）

施策名：看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業

① 施策の目的

・ 看護現場における省人化に向けた今後の検討に資するエビデンスを収集するため、看護業務効率化に効果のあった機能を有する機器の導入を促進し効果検証を行う。加えて、看護DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む際の参考となるよう病床機能や施設規模等に応じた事例集を作成し普及展開することで省力化ニーズのある全国の医療機関等の看護業務効率化を一層推進する。
・ 在宅医療においては、2040年に向けて在宅療養患者が増加する中、限られた人材で訪問看護など効率的なサービスを提供できるよう地域で整備することが喫緊の課題であることから、地域の関係機関が連携して地域で求められる取組を実施することでデータを収集し、訪問看護などのサービスの適正配置や省人化に資するエビデンスを収集する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	◯								

③ 施策の概要

・ 看護DXを促進するため、医療機関等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
・ 病院、診療所、訪問看護ステーション等が連携して、在宅療養生活の整備、在宅医療の関係職種間の情報共有、通院困難な患者のオンライン診療等について、ICT機器を用いた効率的・効果的な看護実践の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

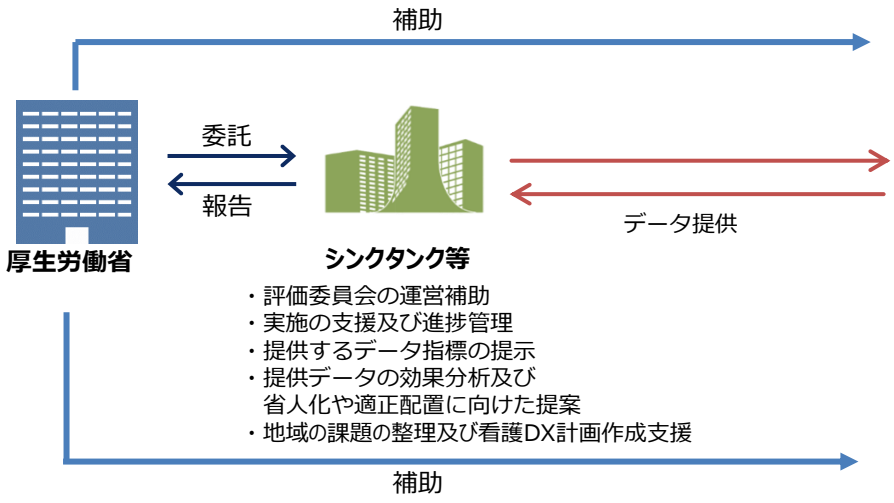

1.施設内のDX

病院 診療所 訪問看護ステーション	○看護職員の業務効率化を目的に、音声入力システム、バイタルサイン値等の自動反映、インターコミュニケーションシステム（インカム）等のICT機器を導入した看護実践を実施。 ○看護業務の効率化や省人化にどの程度寄与しているか、費用対効果やケアの質の効果検証に必要なデータを提供する。

2.地域におけるDX

病院・診療所・訪問看護ステーション等	○地域の関係機関が連携して効率的なサービスを提供することを目的に、ICT機器を導入して、以下のような看護実践を実施。 ①在院日数が短縮する中、退院直後等は在宅療養生活の準備が十分ではない患者もいるため、看護師がバイタルサイン等のモニタリングを行い、安定した在宅療養生活の早期実現 ②患者の在宅療養に関わる関係者で情報共有ができる仕組みを構築し、タイムリーな患者の状況に応じた訪問看護の提供 ③スマートグラス等を活用した患者の状態を医師と共有する仕組みを構築し、患者の状態に合わせた処置等を実施　等

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

看護現場での看護師の業務の効率化を図ることにより、看護サービスの質の向上を推進する。

【○ ドクターヘリの運航維持、国民保護事案発生時等における救急・災害医療体制の確保】
施策名:ドクターヘリ運航体制緊急支援事業

令和7年度補正予算案　22億円

医政局地域医療計画課
（内線2550）

① 施策の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ドクターヘリの安全かつ持続可能な運航体制を確保するため、ヘリの機体の調達・整備、資機材の調達、整備士等の確保等に係る費用を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

・施策のスキーム



・実施主体:都道府県（基地病院（救命救急センター））

・補助率:1／2

・負担割合:国1／2、都道府県1／2





⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

ドクターヘリによる搬送の安全性や質の確保を図ることが出来る。

【〇周産期医療の連携体制、希望に応じて安全な無痛分娩が選択できる体制の構築】

令和年7度補正予算案　6．0億円

医政局地域医療計画課
（内線8048）

施策名：地域連携周産期医療体制モデル事業

① 施策の目的

本事業では、地域における産科医療機関の適切な集約化や役割分担を支援し、また地域の無痛分娩への麻酔科医の関与を支援することにより、周産期医療体制を確保することを目的とする。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

出生数の減少に伴い分娩取扱施設の数も減少が続いている中、令和6年度より開始した第8次医療計画において、都道府県に対して、周産期母子医療センターを基幹とした集約化・重点化や、医療機関ごとの役割分担を進めること等を求めている。

〇　特に医療資源が限られる地域において周産期医療体制を確保するためには、ハイリスク妊娠を周産期母子医療センターに集約するだけでなく、ローリスク妊娠への対応についても集約化・重点化を含む施設間の役割分担が必要である。

〇　無痛分娩については、全ての医療機関での麻酔を専門とする医師の確保は困難であり、地域全体で安全な体制を整備する必要がある。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（1）周産期医療連携モデル

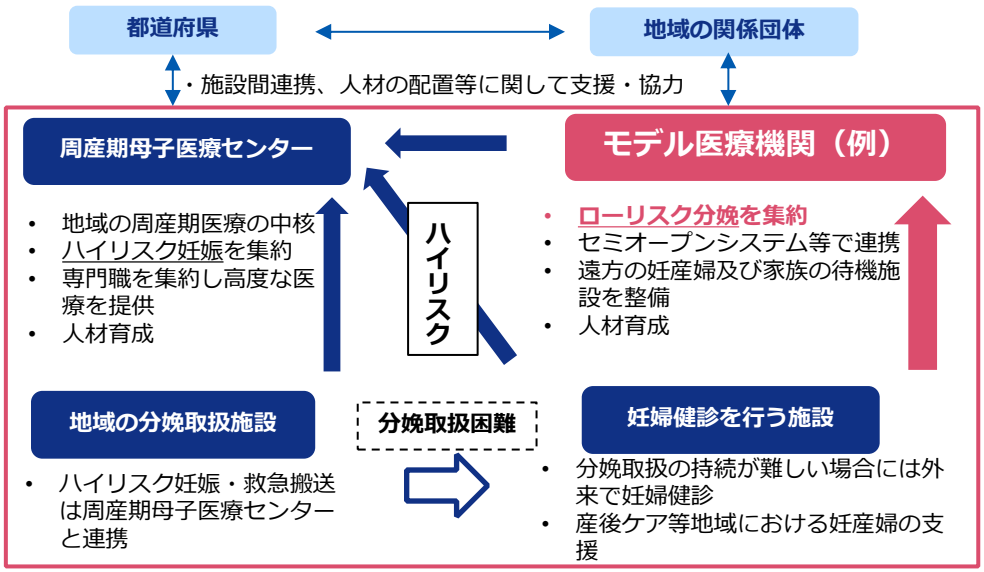

（1）実施主体：都道府県及び、他施設・関係団体と連携して事業の実施が可能な医療機関
箇所数：３箇所　　１箇所あたり：1.5億円程度

（2）無痛分娩連携モデル

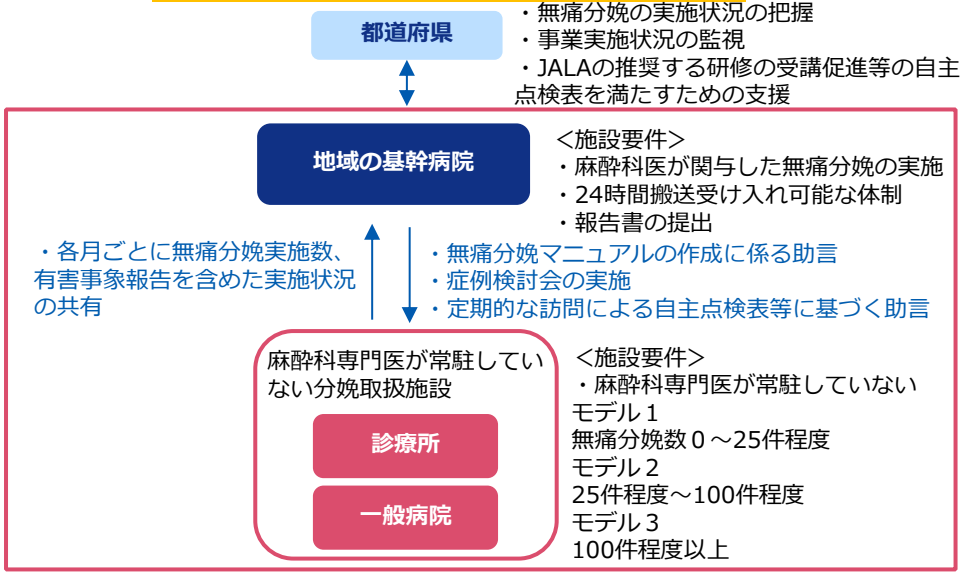

（2）実施主体：都道府県
箇所数：15箇所（モデル１～３それぞれ５箇所程度）　　１箇所あたり：0.1億円程度

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

〇ローリスク妊娠を含めた集約化について、都道府県が地域の実情に応じた安全な体制を整備するためのモデルを示す。
〇麻酔科医が不足する中でも、地域における連携により都道府県が安全な体制を整備するためのモデルを示す。

医政局地域医療計画課（内線2548）
障害保健福祉部障害福祉課（内線3035）
老健局高齢者支援課（内線3928）

【〇災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化】

施策名：医療施設、社会福祉施設等への災害復旧支援（施設整備）

令和7年度補正予算案　39億円

① 施策の目的

災害により被害を受けた各施設について、早期の復旧を推進する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

災害により被害を受けた各施設の速やかな復旧を図るため、各施設における災害復旧事業に要する事業費の一部について、財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

		医療施設	社会福祉施設等	
対象施設		・医療機関（公的医療機関、政策医療実施機関） ・医療関係者養成施設　等	・障害者支援施設　　等	・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム　　等
補助率等	原則	1／2	①直接補助　国１／２、都道府県等１／２ ②間接補助　国１／２、都道府県等１／４、設置者１／４	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の場合： 国１／２、都道府県・政令指定都市・中核市１／４、事業者１／４
	激甚災害として指定された場合等	・公的医療機関 ２／3に引き上げ ・政策医療実施機関 交付対象施設の基準額の上限撤廃	国の補助率１／２＋α	特別養護老人ホーム・養護老人ホームの国庫補助率を国・都道府県等５／６、事業者１／６に引き上げ

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

災害により被害を受けた各施設を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を加速させ、国民生活の安全・安心に貢献する。

【〇災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化】

施策名：医療施設等の耐災害性強化

令和7年度補正予算案　13億円

※第１次国土強靭化実施中期計画分24億円（「第１次国土強靭化実施中期計画に基づく耐震化等（医療施設等、社会福祉施設等）」にて計上）を除く。

医政局地域医療計画課
（内線2548）

①　施策の目的

「第１次国土強靭化実施中期計画」（令和７年６月６日閣議決定）等を踏まえ、災害時において適切な医療提供体制を維持するため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						◯			

③　施策の概要

医療施設等の防災・減災対策推進に向け、耐震化等の改修等、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等のほか、災害拠点精神科病院に必要な診療設備等の整備等の対策を講じる。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

	医療施設等 耐震整備事業	医療施設非常用自家発電装置 施設整備事業	医療施設給水設備 強化等促進事業	医療施設浸水 対策事業	医療施設ブロック塀 改修等施設 整備事業	災害拠点精神科病院施設整備事業	災害拠点精神科病院等設備等整備事業
実施主体	民間等の病院（災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物（Is値0.3未満）を有する病院）	①公立、公的病院・診療所、②救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院、ほか政策医療実施機関 ※「医療施設浸水対策事業」の対象は、ハザードマップ等による洪水・雨水出水・高潮の浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在している医療機関に限る。			倒壊の危険性のあるブロック塀を保有する病院	災害拠点精神科病院	災害拠点精神科病院、日本DPATを有する病院

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靭化を推進する。

【〇災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化】

令和7年度補正予算案　166億円

施策名：第１次国土強靭化実施中期計画に基づく耐震化等（医療施設等、社会福祉施設等）

医政局地域医療計画課（内線2548）
障害保健福祉部障害福祉課（内線3035 ）
老健局高齢者支援課（内線3928）
社会・援護局地域福祉課（内線2857）
障害保健福祉部精神・障害保健課（内線3095）

①　施策の目的

「第１次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）等を踏まえ、災害時において適切な医療提供体制を維持するとともに、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③　施策の概要

医療施設等、社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等及び医療コンテナの活用促進の対策を講じる。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

	医療施設等	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関
実施主体	病院等	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村	独立行政法人国立病院機構
補助率	国1／2、事業者1／2 国1／3、事業者2／3	国１／２、都道府県・政令指定都市・中核市１／４、設置者１／４	定額 又は 国1／2、自治体1／4、事業者1／4	国1／2、政令指定都市・中核市1／2 又は 国1／2、府県1／4、市町村1／4	国　１０／１０
補助対象となる事業	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③給水設備整備 ④医療コンテナ活用促進	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備 ③水害対策強化 ④非常用自家発電設備整備	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備 ③水害対策強化（※） ④非常用自家発電設備整備	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備	①耐震化整備

※老朽化したエレベーターの更新等含む。

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療施設等、社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靭化を推進する。